

国民学校令施行期における音楽鑑賞教育思想：「何をきくか」ではなく「何を目指してきくか」

著者	篠原 秀夫, 西島 千尋
雑誌名	教育実践研究 = Studies in practical approaches to education
巻	36
号	September, 2010
ページ	65-74
発行年	2010-09-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/25821

国民学校令施行期における音楽鑑賞教育思想： 「何をきくか」ではなく「何を目指してきくか」

Educational Philosophy of ‘Kansho’ of Kokumingakkourei : not ‘What to listen’, but
‘Listening to Assimilate the Fine Art Spirit’

篠原 秀夫
Hideo SHINOHARA

西島 千尋
Chihiro NISHIJIMA

概要

昭和16年の国民学校令公布によって、それまで歌うことを中心としていた「唱歌」科が「芸能科音楽」となり、「鑑賞」が法制化された。いわゆる『国定教科書』にはクラシック音楽を中心とする鑑賞教材が掲載されたが、そのレコードは免税措置を受けていた。ナショナルイズムが徹底されていた時代に、なぜこのような教育がなされようとしていたのだろうか。本論文では、戦時という非常時にクラシック音楽の鑑賞を成り立たせた正統性を明らかにし、当時の鑑賞教育が何を目指していたのかを探る。

序

昭和16年に公布された国民学校令では「唱歌」が「芸能科音楽」となり、それに伴い「鑑賞」が法制化された。戦時中の音楽教育と言え、ば一般に、軍歌などの軍国主義的な歌の歌唱に加え、飛行機の音を聞き分けるなどの聴覚教育のイメージが多い。しかし、国民学校令公布に伴ない作成された、いわゆる『国定教科書』に掲載された鑑賞教材の多くはクラシック音楽であった。鑑賞教材の中でも軍歌などの軍国主義的な鑑賞教材は17%と少なく¹⁾、モーツァルトやベートーヴェンなどのクラシック音楽の占める割合が多いのである。

国民学校令下における教育が、「日本国民(=皇国民)」を育成するためのナショナルイズムの一環であったことは言うまでもない。それにも関わらず、『国定教科書』における鑑賞教材にクラシック音楽が組み込まれたのはなぜなのか。クラシック音楽が軍国主義的な教育と相反するものではないとされるだけの理論がなければ、このような選曲は行われなかったはずである。

そこで本論文では、国民学校令下の音楽鑑賞教育が軍国主義に資することと、それをクラシック音楽を通じて行おうとしたことがどのように両立していたのかということ明らかにする。よって、以下ではまず国民学校令の方針を把握し(第1章)、次に戦時におけるクラシック音楽の正統性について論じる(第2章)。

1. 国民学校令における音楽鑑賞教育

1-1. 国民学校令

昭和13年、内閣の諮問機関として教育審議会が設置され、同審議会が「国民学校の教育は左の趣旨に基づき国民の基礎的練成をなすものとする事」「(一) 教育を全般に亘りて皇国の道に帰一せしめ、其の修練を重んじ、各教科の分離を避けて知識の統合を図り其の具体化に力むること」「(二) 訓練を重んずると共に教授の振作、体位の向上、情操の醇化に力を用い、大国民を造るに力むること」との答申を提示した。この提示により、国民学校令においては「皇国の道」に一本化される「大国民」の「修練」という方向性が明らかになる。

昭和16年3月1日、勅令第148号として国民学校令が公布された。第1章第1條には「国民学校は皇国の道に則りて初等普通教育を施し国民の基礎的練成を為すを以て目的とす」と記されている。第2章課程及編制において、「国民学校の教科は初等科及高等科を通じ国民科、理数科、体錬科及芸能科とし高等科に在りては実業科を加ふ」とされ、「音楽」は、習字・図画・工作・家事（女）・裁縫（女）と共に「藝能科」として位置付けられた。また第6條により「国民学校の教科用図書は文部省に於て著作権を有するものたるべし」とされ、これまで様々に使用されていた教科書が、いわゆる「国定教科書」に限られることとなる。

同年同月14日には、国民学校令施行規則が公布、第2節教科及科目の第13條において、「芸能科は国民に必須なる芸能技術を修練せしめ情操を醇化し国民生活の充実に資せしむるを以て要旨とす」「技巧に流れず精神を訓練することを重んじ真摯なる態度を養ふべし」「我が国芸能技能の特質を知らしめ工夫創造の力を養うに力むべし」「教材は成るべく土地の情況に應じ生活の實際に即し且国民的情操の陶冶に資するものたるべし」とその目的が示されている。この表記から、芸能科への期待が「情操の醇化」、「精神の訓練」、「真摯な態度の養成」、「国民的情操の陶冶」であったことがわかる。

しかし、『国定教科書』には複数のクラシック音楽が鑑賞教材として掲載されている。このことは、ナショナリズムが徹底された時代の「国民的情操の陶冶」という目標に、クラシック音楽が貢献すると考えられていたということの意味すると言えるだろう。次節では、芸能科音楽の「鑑賞」に着目する。

1-2. 国民学校令における鑑賞の法制化

国民学校令第14條に「芸能科音楽は歌曲を正しく歌唱し音楽を鑑賞するの能を養ひ国民的情操を醇化するものとす」と表記されたことが「鑑賞」の法制化の根拠となり²⁾、『国定教科

書』音楽科には鑑賞教材が掲載された³⁾。軍歌などの軍国主義的な鑑賞教材は17%と少なく、モーツァルトやベートーヴェンなどのクラシック音楽の占める割合が多い（【表1】参照）。加えて、『国定教科書』の発行と同時に、鑑賞教材レコードが免税品として発売されていた。

ところで、戦時の軍国主義的音楽科の典型例として真っ先に思い浮かべられる「聴覚訓練」は、国民学校令第14條「音の高低、強弱、音色、律動和音等に対し鋭敏なる聴覚の育成に力むべし」という箇所を根拠とし、鑑賞とは別の枠組みとして「聴覚訓練」が設けられていた。敵機の爆音を録音したレコードは、当時「教育レコード」と呼ばれていたようであるが、そのような類のレコードは主に海軍・空軍関係の学校で使用されており⁴⁾、普通教育でどの程度使用されたかどうかはわからない。つまり、クラシック音楽の鑑賞は、聴覚訓練の延長線上にあったものではなく、別のものとしての期待を担っていたとすることができる。

だが、なぜ戦時という非常事態に、鑑賞教材レコードの製作が可能だったのだろうか。昭和12年の盧溝橋事件を契機に戦時となった日本は物資の統制を始めており、同年8月にはレコードに物品税が付加されるようになっていた。当初の税率は20%であったが、国民学校令が制定された昭和16年の税率は50%、その後も税率は上がり続け、18年には80%、19年には120%、昭和20年にはレコード会社はプレス台を供出させられ、レコードの製作が実質上、不可能という状態だったのである。これほどまでに「贅沢は敵」が徹底されていた時代、そしてナショナリズムがかつてないほどに高められた時代に、なぜ「鑑賞」およびクラシック音楽レコードの製作が認められ、免税措置を受けることになったのだろうか。

1-3. 『国定教科書』音楽科編

『国定教科書』の鑑賞教材に影響を与えたと考えられているのが、当時、東京高等師範学校

教諭であった井上武士である。山本文茂は、7名の『国定教科書』編纂委員のうち、編纂委員の任命当時の年齢、専門分野、著作物などを総合すると、小松、井上、下総の3名が中心的な役割を果たしたことを推測し、小松が楽曲解説や全体の総括を、下総が基礎指導や伴奏編曲の音楽面を、井上が学習指導の実際面を中心となつてすすめたと指摘している⁵⁾。また、山本および本多佐保美・国府華子の指摘にもあるが⁶⁾、鑑賞教材の多くは井上武士と黒田隆朝との共著『小学校唱歌教授資料集成』（第1学年—第6学年まで各学年1巻、全6巻）と重複している⁷⁾。

その井上が国民学校令の意向に反する主張を行っているわけではまったくない。『國民學校藝能科音楽精義』および昭和18年出版『國民學校藝能科音楽問答』に見られる井上の主張には、「教育は國家の公事である。教育者はこの國家の公事を行ずる使徒であらねばならない」⁸⁾、「藝能科音楽の實踐を通して國民學校教育の目的を貫徹する」など⁹⁾、教育が「國家」の一機関であることが強く意識されている。

またこの時期には必然であると言えるが、井上は日本の音楽教育がドイツの芸術教育運動に影響を受けてきたものであると説明している。『國民學校藝能科音楽精義』には、1897年にドイツで開催された「ドイツ音楽家會議」における15の決議案をすべて掲載し、それらの方針と日本の唱歌科の教則に共通点が多く、国民学校令の教則中にもドイツの精神が採り入れられていると説明する¹⁰⁾。さらに、1940年発令ドイツ国民学校教則をも引用し、「ドイツの國民學校に於ても、音楽教育の中心としてドイツ民謡があり、このドイツ民謡の歌唱と鑑賞とをその實踐の中心として居ることがわかる」と述べている¹¹⁾。だが、ドイツと日本の音楽教育に共通点が多いというものの、決定的に異なる点がある。

もし、国民学校令施行にあたってドイツの思想を忠実に模倣したのであれば、歌唱教材も鑑賞教材とともに、「日本の」民謡で成りたっているはずである。ナチス政権下のドイツでは、

「ドイツの芸術」「ドイツの音楽」「ドイツの民謡」など、「ドイツの」ということが重要であった。だが、『国定教科書』に掲載された日本の鑑賞教材は、本多・国分の分析によれば71曲中わずか11曲である¹²⁾。

このことについて井上は「出来るならば日本人の作曲したものを本体として選擇したいのですが、現在の状態ではなかなかさういきません」と説明していた¹³⁾。また別の著書では、なぜ日本の音楽を取り入れることが出来ないのかということについて、日本の芸術音楽は専門的な音楽として存在していたため、「教育音楽、或ひは普通教育の為の音楽としては殆んど存在しなかった」「そのまゝ之を今日の小學校に採用することは出来ない」と述べている¹⁴⁾。

だが、「音楽の鑑賞とはいへ、戦闘場面の〈音楽〉による描写を放送を通してレコードで再現し、イメージをもたせ、戦意昂揚の意識を覚醒するところに本来のねらいがあった」という指摘があるように、『国定教科書』掲載鑑賞曲を用いて戦意昂揚につなげようとする実践も行われていた¹⁵⁾。また、たとえば柴田知常が『レコード文化』の連載「子供のレコード」で、『小國民愛國歌』や『僕等日本の少年團員』、『大東亜戦争双六』、『艦隊勤務「月月火水木金金」』など、様々な軍国主義的・愛國主義的レコードを紹介するように¹⁶⁾、軍国主義的な曲目のみを『国定教科書』に掲載することは不可能ではなかったはずである。

しかし井上は、「文部省編纂の音楽教科書にある歌唱教材及び各學年用の鑑賞音盤を一通り揃へて置けば他の音盤は殆んど必要ないでせう」と述べており¹⁷⁾、『国定教科書』掲載曲が国民学校令の目的に適うものであると捉えていることがわかる。つまり、「國民的情操の醇化」という方向性と、クラシック音楽を中心とする「鑑賞」に整合性があると考えられているのである。このことを成り立たせた正統性は、いかにして築かれていたのだろうか。

2. 戦時中におけるクラシック音楽鑑賞の正統性

これまでは国民学校令を中心に学校音楽教育における「鑑賞」について述べてきたが、本節では当時の社会全体においてクラシック音楽の鑑賞がどのように受け取られていたのかに着目する。このことを明らかにすることで、戦時におけるクラシック音楽の教材化を支える理念を探ることができると考えられる。

大正期後半から昭和期にかけてのクラシック音楽愛好家に着目した加藤善子は、大正7年の大学令による高等教育の拡充により学生文化が多様化し、「パンカラ文化」とは別のあり方を目指す文化として学生による西洋芸術音楽の演奏団体が組織されたと述べている¹⁸⁾。つまり当時のクラシック音楽は、「大学で続く「学問的」趣味」だったのである¹⁹⁾。

また西原稔は、著書『「楽聖」ベートーヴェンの誕生：近代国家が求めた音楽』において、ベートーヴェンが日本独自に受容されていく過程を明らかにした。ベートーヴェンの「人格」が共感を得たというのである²⁰⁾。西原は、ベートーヴェンの伝記や研究書など、数多くの例をあげ²¹⁾、ベートーヴェンの作品以上にベートーヴェンの人格や生き方が、「人格形成」や「生きることの範例」として受け取られていたと指摘した。

加藤、西原の研究から、日本におけるクラシック音楽受容が「学問的趣味」であったこと、また「人格形成」の理想を学ぶためのものであったことがわかる。このような受容の仕方は、あわせて「教養主義」の一環であったと言えることができるが、「教養主義」こそが戦時におけるクラシック音楽の鑑賞の正統性の基盤を成していたと考えられる。

2-1. 教養と修養

「教養主義」が何を指すか、どのような性質・影響力を持つか、ということはそれだけで議論のあるところであるが、ここでは何が「教

養」であるかという論題は一先ず避け、現在における教養主義の解釈を参考にしながら、当時の教養主義がどのような性質のものであったのかを確認する。竹内洋が指摘しているように、「日本の教養主義は、ピエール・ブルデューがフランス社会を照準に描く教養＝ハイカルチャーとはかなり異なったもの」であり²²⁾、フランスでは教養が「習得ではなく「天賦の才」の崇拜」とされる一方、日本では「ガリ勉」によって習得するものとされていた²³⁾。

筒井清忠は、大正期における教養が明治期における「修養」を引き継いだものであると捉えている。明治末期の学生たちの間には、国家体制の整備及び日清・日露戦争の勝利による「富国強兵」という目標の達成感などから、彼らの関心が「国家」から「個人」へと移行したという²⁴⁾。そのような状況打開のための「人格の向上・完成」つまり自己形成を説いたのが修養主義者であった。

大正期における教養主義は、明治修養主義を基盤として形成されていくのであるが、修養と教養には異なる点があった。それは、明治修養主義が儒教や武士道などに依拠していたのに対し、大正教養主義における教養は、西洋文化に親しんだ知識人の資質を意味するものであったという点である。

大正教養主義

渡辺かよ子は、大正教養主義における教養という概念が「現実に人々を取り巻く日本文化や習慣とは異なる西洋文化を通じての人間形成過程やその結果的状態を表す概念となった」²⁵⁾と述べる。筒井も、「大正教養主義の方が芸術や趣味に高い価値をおいていた」²⁶⁾ことを指摘しているように、大正教養主義においては西洋の文化や芸術を通じた自己形成が最重要視されていた。また、大正教養主義者の生き方の象徴として引用されるのが、阿部次郎の小説『三太郎の日記』であるが、「三太郎の生活様式」は「現実世界から隔離された思索と読書を通じて

の教養」と形容されるように、現実がどうあれ、「基本的に読書や芸術鑑賞」を通して思索をめぐらせることに重きが置かれていた²⁷⁾。

このように、読書や芸術鑑賞と向き合うことが自己形成のための主な方法論である大正教養主義においては、ある個人の関心がすべて自分自身の精神に集約させられる思想的基盤が形成されていたのである。

昭和初期教養主義

昭和に入ると、大正教養主義への批判から昭和教養主義が形成された。昭和10年代の教養主義を代表するものとして、まっさきにあげられるのは河合栄治郎編『学生叢書』であるが、河合は、「マルクス主義をかいぐくっているだけに、社会に開かれた教養主義」者であった²⁸⁾。河合も含め、昭和10年代の教養主義の大正教養主義批判はマルクス主義に裏付けられている。個人の関心がすべて自分自身に集約させられる大正主義に対し、「社会の改革のために」という前提が昭和初期教養主義にはあった。つまり昭和初期教養主義においても自己形成は目指されているのだが、大正教養主義とは異なり、その目的が社会の変革に置かれたのである。

河合にとって「教養」とは「社会現実から隔絶された傍観者による独白的人生論ではなく、学生時代に社会改革に備えて基礎を形成する必要」であり、「個々人がそれぞれの精神世界で確固とした主体としての自己形成をはかること」はあくまでも手段であって、培った自己によって「卒業後の社会改革の理論的基礎を築こうと」することを目的とするものであった²⁹⁾。つまり、自己形成を成し遂げることが、社会の変革・改革に必須だと考えられたのである。

それゆえ、大正教養主義と昭和初期教養主義に理念の違いはあっても、その手段は同じであった。河合編『学生叢書』の一冊『学生と教養』の著者安部能成は「諸君は自家の見識を立てようとすると共に、青年らしい柔軟な感受性を開いて、あらゆる善きもの、美しきもの、正

しきものを受容れ」、「或る場合には乱読も益があり、或る場合には一切の誘惑を排して一つの書に読み入ることも必要であろう」など³⁰⁾、「あらゆる善、美、正の受容れ」や「乱読」をすすめている。昭和教養主義における自己形成の方法もまた、大正教養主義と共通していた。河合が「学問（真）、道徳（善）、芸術（美）の全てが有機的連関を保つことが大切」と考えていたように³¹⁾、昭和初期教養主義では「乱読」だけではなく、いっそう道徳や芸術にも関心を持つことが目指されている。

つまり、昭和教養主義では、まず読書や芸術の鑑賞により自己形成を行い精神を鍛え、そのことによって日本という社会を変革する。目的は日本社会の変革ではあるが、そのために行う読書や芸術の対象は必ずしも日本のものでもなくて良い、ということなのである。このように理解すると、たとえば、昭和15年の『日本精神と獨逸文化』（木村謹治、弘文堂書房）などの著書の題名が腑に落ちる。現代の感覚からすると、「日本精神に影響を与えたドイツ文化」に関する内容であることが想像されるが、実際の内容は大部分がゲーテの「ファウスト」をいかに読み解くかというものであり、日本人がゲーテを理解できるか否かということを主題としている。「日本精神」と「ドイツ文化」の結びつきの必然性や有効性についての説明はないが、その背景に昭和教養主義的な考え方——ドイツの文化を学ぶことが「日本精神」の発展につながる——があるとすれば、題名と内容に違和感を抱くことはない。

「戦時の動乱とは無関係に図書館で読書に親しむ生活を送ることを正統化」していたのは³²⁾、教養により自己形成を行い、かつ精神の鍛錬を行うことが社会の変革に、ひいては日本のためになるとする理念だったのである。昭和教養主義においては、その教養が外国のものであっても、それを吸収しより素晴らしい日本の文化を形成することで社会変革につながるという図式が成り立っていたと言うことができる。この図

式が、『国定教科書』とクラシック音楽の鑑賞教材という結びつきの根底にあったとすれば、そのつながりも、レコードの免税も当然のことと考えられる。そこで次節では、昭和教養主義とクラシック音楽との関わりに着目する。

2-2. 昭和初期教養主義におけるクラシック音楽の位置づけ

まず着目したいのは、『教養と文化の基礎』における田中耕太郎（田中は戦後GHQの民間人登用の意向のもと文部省（現文部科学省）に入省する）の主張である³³⁾。田中は、音楽教育は「人格の基礎」のために必要であるが、音楽関係者の「教養」が十分ではないために「閑人の娯楽」に留まっていると述べる³⁴⁾。また、田中はこの時代の例に漏れず、日本の文化を日本人の拠り所とするべきであると主張していたが、いわゆる「国粹主義」者——西洋文化は排斥すべき——ではなく、むしろ西洋文化を将来的に確立させるべき日本文化の基盤として重視していた。

我々が我々の痼疾であつた無批判な西洋崇拜から脱却して、批判的に西洋文化を見、これを取捨して我々のものとする時は、今や漸く到来したといつていい……西洋文化は固より萬能ではない。それだけで足りるものではない。併し今に及んで誰が西洋文化の人類に貢献した大影響（固より利害共にある）を否定しようとするか。我國の文化的に独特な位置は、舊き文化を有しながらしかも新たな文化の刺戟によつて張り切れる若々しさにある。これに西洋諸國の如き舊き西洋文化の國に勝れる點であつて、所謂「舊邦といへどもこれ命新たなり」といふ所以である。このことを忘れて徒らに西洋文化を軽蔑し自ら足れりとするの愚は實に笑ふ可きである³⁵⁾。

田中は、「西洋文化」を完全に吸収し、それに批判的見解を加え日本独自の文化を形成する

ことを主張している。「新たな文化」が「旧き文化」に勝ることを信じるからこそ、「西洋文化を軽蔑」するには及ばないと訴えるのであるが、同様の理念は音楽関係者らの間でも共有されていたようである。

当時、「日本の國民音楽確立」が求められていた³⁶⁾。西洋の摸倣ばかりではなく、今こそ明治以来の課題であつた日本の「国楽」、つまり「日本國民が、東亞共榮圏の民族が、直ちに楽しく唄へる様なもの」が切望されてもいたのである³⁷⁾。しかし実際には、大東亞共榮圏のリーダーたる日本にふさわしいと考えられる楽曲がなかなか生れない。そこで、雑誌『レコード文化』に掲載された「座談会：戦時下に於けるレコード文化の方向」（第3巻第10号）では、日本人作曲家による曲があれば最も良いとしながらも、西洋に匹敵するものがないのだから、ベートーヴェンやブラームスをまずやるべきであるという結論が出されている。当時、最も著名であつた評論家の野村あらえびすも「ベートーヴェン、ブラームスの魂が大衆音楽に必要なんですよ」と断言していた³⁸⁾。別の関係者も、「獨逸のバッハからベートーヴェンにかけての獨逸古典には此後も我々の以て範とすべきものが多々ある」と明言している³⁹⁾。

2-3. 音楽教育におけるクラシック音楽の位置づけ

先に、『国定教科書』の編纂に関わっていた人物として井上をあげたが、井上の理念にもまたこのような考え方への同調が表れている。井上は外国のものを採用するのは日本精神に反すると考える人々がいるが、外国の音楽や形式・内容の中に、日本人の芸術的情操を満足させ、向上させる価値のあるものは、外国のものであるからといって棄てることは出来ないと主張した⁴⁰⁾。いずれは日本精神を向上させることにつながると考えられたからこそ、あえてクラシック音楽が選ばれていたのである。

井上は「結局日本精神といふのは形の問題で

はない。あらゆる文化や藝術や、生活を支配するところの根本的な精神のことである」と述べていた⁴¹⁾。学ぶ対象が西洋のものであるか日本のものであるかは問題ではなく、文化や藝術が個々の精神に良い影響を与えることこそが重要だと考えていたのである。

根本に読書や芸術鑑賞を通じて自己形成を行い社会を変革するという昭和教養主義的な発想があり、それらが音楽や音楽教育関係者に共有されていたことが、『国定教科書』におけるクラシック音楽の楽曲の教材化およびレコードの免税につながっていたと言えよう。

井上は「大正期は「藝術の為の藝術教育」であり、「音楽の為の音楽教育」であつた。しかし反省期（昭和以降）に到つて「教育の為の音楽教育」に轉換しつつある」と述べている⁴²⁾。音楽教育が、児童・生徒のためのものではなく、音楽の教育を受けた児童・生徒が、やがては国家の為になるということを表そうとしていると捉えられるのである。

最後に、国民学校令下における音楽鑑賞教育のあり方を改めて捉えなおしたい。

結

多くの人が戦時の音楽教育としてまっさきに思い浮かべるのは飛行機の音を聞き分けるなどの聴覚教育であると考えられる。しかし、先にも述べたように、聴覚教育は音楽鑑賞教育とは別の枠組みで行われていた。また、国民学校令公布後の昭和18年文部省訓令第二号中学校教科教授及修練指導要目において、「教授上の注意 一 音楽鑑賞は我が國の作品を主とし外國の名曲をも鑑賞せしめ我が國音楽の特質を会得せしむべし 鑑賞に当りては真摯なる態度を訓練し作品の精神と気韻とを感得せしむべし 鑑賞には演奏・音盤・放送等を利用すべし」という記述がある。この指導要目が、熱を帯び続けるナショナリズムに対応するために「我が國の作品を主と」することを徹底しようとしたのでないことは、続く「外國の名曲をも鑑賞せしめ」と

いう箇所から明らかである。昭和18年という厳しい状況の中でもまだ、クラシック音楽の鑑賞が普及させられようとしていたのである。

このように国民学校令下における音楽鑑賞教育を振り返ると、あることに気付かされる。それは、「何をきくか」ということよりも、「何を目指してきくか」ということの方が重視されているということである。戦後の音楽鑑賞教育においては、特に昭和33年度学習指導要領において共通教材が制定されたことから、ある楽曲が教材として適当かどうかということが集中的に議論されることとなった。選曲された共通教材が不適切であるという意見もあった⁴³⁾。

だが、このように教材としての可否が関心を集めたのにはある理由がある。それは、国民学校令および戦時の芸術統制への激しい反省と、その反動である。ある音楽教育関係者は「子供たちを聴音兵器とする」「国策のための手段」に堕ちることとなった、「日本の教育界にとって触れたくない過去」「強制と悪用の時期」と述べているが⁴⁴⁾、このような反省が戦後の関係者らに共有されていた。その結果、クラシック音楽は芸術であり、その存在そのものに価値があるのだから、それを何かに利用してはいけないという強い意識が芽生える。そして、クラシック音楽の「芸術」としての側面を重視するあまり、教師ですら簡単に介入してはいけないような存在であると捉えられるようになる。たとえば楽曲を解説することや、楽曲以外のイメージ（映像など）を児童・生徒に与えることがタブーとされた時代もあった⁴⁵⁾。余計な解釈は不必要だと考えられていたのである。

だが近年、教師の楽曲への積極的な介入が目されている。平成21年に公布された新学習指導要領について音楽科篇を担当した大熊信彦国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官が、指導要領の改訂が「感性を高め、思考・判断し表現する過程を重視する」ことを要点としており、その手立ての1つに「言語活

動」の充実があると述べている⁴⁶⁾。大熊は、音楽が本来は「音によるコミュニケーション」であること、そしてその充実のために、日本語という言語活動を取り入れることの追及を主張した⁴⁷⁾。つまり、これまでの音楽教育をごく単純に「音楽→児童・生徒」と図式化するとすれば、これからは「音楽→言葉→児童・生徒」として言葉によって音楽と児童・生徒の関係を結ぶことが意図されていると言える。

近年の音楽教育が扱うのはクラシック音楽だけではない。あらゆる国や地域の文化や伝統も視野に含まれている。多様な音楽に接する中では、いっそう「何を目指してきくか」を考えざるを得ないだろう。その際には、教師が、大熊の述べる「言語活動」を用いて積極的に介入する必要が生じるはずである。先にも述べたように、関係者らの戦時の教育のあり方への反省は深い。しかし、終戦から半世紀以上が経過している。大熊が訴えるような思い切った理念の転換を図ることも必要であると言えよう。

注

- 1) 山本文茂, 「芸能科音楽教材の特質: 教科書・教師用指導書の分析を通して」『音楽教育の研究: 理理論と実践の統一を目指して』浜野政雄監修, 音楽之友社, 1991, pp.278-295.
- 2) 習字・図画においても同様に表記され「鑑賞」が教科内容とされた。
- 3) 正確には『国定教科書』の『指導書』に付された「鑑賞用音盤一覧」のことを指すが, 本論文では便宜上『国定教科書』と表記する。また, 当文献は現存数が極めて少なく現物を閲覧することができなかつたため, 山本文茂の先行研究(注1)を参考にした。
- 4) 田口柳三郎, 「科学レコード論」『レコード文化』3(9), レコード文化社, 1943, pp.1-3.
- 5) 注1) 掲載論文に同じ。
- 6) 本多佐保美・国府華子, 「国民学校期における鑑賞教材の音楽内容に関する一考察: 教師用指導書と音盤の分析を中心に」『音楽教育史研究』3, 2000, pp.43-58.
- 7) 西島千尋, 「「鑑賞」教育からみた近代日本における西洋芸術音楽受容の研究」金沢大学大学院人間社会環境研究科学学位論文, 2009. 巻末「鑑賞教材一覧表」参照。
- 8) 井上武士, 『国民学校藝能科音楽精義』教育科学社, 1940.
- 9) 井上武士, 『国民学校藝能科音楽問答』藤井書店, 1943.
- 10) 注8) 掲載書, p. 60.
- 11) 注8) 掲載書, p. 87.
- 12) 注6) 掲載書, p. 46.
- 13) 注9) 掲載書, p. 174
- 14) 井上武士, 『小學教育大講座12巻音楽教育』非凡閣, 1937
- 15) 河口道朗, 「軍国主義と音楽教育」『小学校音楽教育講座第2巻音楽教育の歴史』音楽之友社, 1983.
- 16) 柴田知常, 「子供のレコード」『レコード文化』2(1)~3(1), レコード文化社, 1942-1943.
- 17) 注14) 掲載書に同じ。
- 18) 加藤善子, 「クラシック音楽愛好家とは誰か」『クラシック音楽の政治学』青弓社, 2005.
- 19) 注18) 掲載書に同じ。
- 20) 西原 稔, 『「楽聖」ベートーヴェンの誕生: 近代国家が求めた音楽』平凡社, 2000.
- 21) たとえば, 久保正夫の日本で最も早く出版されたベートーヴェンに関する書物『ベートーヴェンの一生』や, 玉川学園の創始者, 小原国芳も同年『ベートーヴェン研究』など。
- 22) 竹内 洋, 『教養主義の没落』中公書店, 2003.
- 23) 注22) 掲載書に同じ。
- 24) 筒井清忠, 『日本型「教養」の運命: 歴史社会学的考察』岩波書店, 1995.

- 25) 渡辺かよ子、『近現代日本の教養論：1930年代を中心に』行路社，1997。
- 26) 注24) 掲載書，p. 43
- 27) 注25) 掲載書，p. 56
- 28) 注22) 掲載書，p. 58
- 29) 注25) 掲載書，p. 126
- 30) 安部能成，「學生に對する一般的助言」『學生と教養』鈴木利貞編，日本評論社，pp.33-38，1936。
- 31) 注25) 掲載書に同じ。
- 32) 注25) 掲載書に同じ。
- 33) 田中耕太郎，『教養と文化の基礎』岩波書店，1937。
- 34) 注33) 掲載書に同じ。
- 35) 注33) 掲載書に同じ。
- 36) 牛山 充，「日本の國民音樂確立」『國民の音樂』3(5)，國民音樂社，pp.2-4，1943。
- 37) 松尾要治，「音樂報國と藝術價值」『國民の音樂』3(6)，國民音樂社，1943。
- 38) 野村あらえびすほか，『レコードと蓄音機』三省堂，1938。
- 39) 青木謙幸，「戦時下のレコード鑑賞に就て」『レコード文化』3(5)，レコード文化社，p.1，1943。
- 40) 注14) 掲載書に同じ。
- 41) 注14) 掲載書に同じ。
- 42) 注 8) 掲載書に同じ。
- 43) 詳しくは，西島千尋，「「鑑賞」教育からみた近代日本における西洋芸術音樂受容の研究」金沢大学大学院人間社会環境研究科学学位論文，2009を参照。
- 44) 柴田篤志，「我が国の音樂教育の変遷」『音樂教育論』教育芸術社，pp.53-59，1997。
- 45) 注43) に同じ。
- 46) 大熊信彦，「事例研究「学校教育」の鑑賞音樂科「新・学習指導要領」に学ぶ「言語活動」を強化した鑑賞能力の育成」『OUR MUSIC』280，社団法人全日本ピアノ指導者協会，pp. 10-12，2009。
- 47) 注46) 掲載論文に同じ。

【表1】『国定教科書』掲載レコード

	曲名（作曲者もしくは演奏者名）
第一学年	君が代行進曲（吉本光藏） 村の鍛冶屋（ミハエリス） 森の水車（アイレンベルグ） 小鳥屋の店（レーク） 子守歌（日本古謡） 国際急行列車（プーエ） 時計屋の店（オルト） 郭公ワルツ（シヨナソン） おもちゃの兵隊（ゼッセル）
第二学年	春の歌（メンデルスゾーン） さくらさくら（日本古謡） 軍艦行進曲（瀬戸口藤吉） 森の狩猟（フェルカー） カール王行進曲（ウンラート） ウォーターローの戦（アンダーソン） 軍隊行進曲（シューベルト） 氷滑りの円舞曲（ヴァルトトイフェル） 人形の行進（リンデマン）
第三学年	鉛の兵隊進めや進め（ピエルネ） 攻撃（陸軍戸山学校軍隊） 軽騎兵（スッペ） ファシストの歌（ブランク） 愛馬行進曲（陸軍軍楽隊） アンネン・ポルカ（ヨハン・シュトラウス） 黄海海戦記念（海軍軍楽隊） 敷島行進曲（海軍軍楽隊） 金と銀（レハール） 分列行進曲（ルルー） 巨人御兵の分列式（フリードリッヒ大王） 凱行行進曲（陸軍戸山学校軍隊） 立派な兵隊（陸軍戸山学校軍隊） ダニユエヴ河の漣（イヴァノヴィッチ）
第四学年	春の海（宮城道雄） 国の鎮め（海軍省制定） ドイツ舞曲（モーツァルト） ひらいたひらいた（下総皖一） ガヴォット（ゴセック） 日本海海戦（海軍軍楽隊） ガヴォット（ラモー） 山の子供（平井保喜） 波濤を越えて（ローザス） メヌエット（ビゼー） 祖母さんの誕生日（マリー） 水漬く屍（海軍省制定） 数へ歌変奏曲（下総皖一） 鉄兜隊行進曲（ブルーム）
第五学年	いやさか（古関裕而） トルコ行進曲（モーツァルト） シューベルトの子守歌（シューベルト） 太平洋行進曲（海軍軍楽隊） 海ゆかば（信時潔） ここはどこかの細道じゃ（下総皖一） ブランデンブルク行進曲（ヘンリオン） サンタルチア（民謡） 豊年（武井守成） 特別攻撃隊（東京音楽学校） モーツァルトの子守歌（モーツァルト） 六段の調（八橋検校） 子供のための旋律 青きドナウの流れ（ヨハン・シュトラウス）
第六学年	管弦楽用諸楽器 おもちゃの交響曲（ハイドン） さくら変奏曲（宮城道雄） 「詩人と農夫」の序曲（スッペ） 越天楽（雅楽） 「ウィリアム・テル」の序曲（ロッシーニ） 千鳥の曲（吉沢検校） 白鳥（サンサーンス） 正調追分（日本古謡） タンホイザー行進曲（ワーグナー） 月光の光（ベートーベン）

曲目および作曲者名は当時の表記に基づく。